

令和5年度 部活動について

部活動担当

I 戸田市部活動方針 平成30年7月(抜粋) 詳細は戸田市教育委員会のwebページを参照

1 部活動の位置付け

部活動の法的位置付けについて、中学校学習指導要領(平成29年改訂)においては以下のよう
に示されている。ここに示すとおり、部活動は教育課程外に行われる学校教育活動であり、生徒の
自主的、自発的な参加により行われるという特性を持つ。学校教育全体で目指す資質・能力の育成
に資するよう教育課程との連携を図るべきこと、また、関係者との連携等を通じて部活動の持続可
能な運営体制を整備すべきことが求められている。

○中学校学習指導要領(平成29年改訂平成33年度全面実施予定)(抄)

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、
生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親し
ませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資する
ものであり、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるよう留意すること。その際、
学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体と
の連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 各学校の取組

(1) 活動計画の共有

部活動の顧問となる教師(以下「部活動顧問」という。)は、部活動の運営について生徒
や保護者等の関係者の理解を得て連携してこれに取り組むため、以下にしたがって部活動の
活動計画を作成し、関係者と共有する。

- ① 部活動顧問は、担当する部活動の目標や方針、活動日や休養日、活動時間や参加する大会や
コンクール(以下「大会等」という。)を明確にした年間及び月間の活動計画を作成する。こ
のうち年間の活動計画は年度当初に、月間の活動計画は前々月までに作成し、それぞれを校長
に提出する。

(2) 休養日の設定

休養日は以下のとおり設定する。

- ① 学期中及び長期休業中において、1週間のうち2日以上(月曜日から金曜日(以下「平日」
という。)に1日以上、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)に1日以上)を休養日に設
定する。週末に大会等があった場合には、休養日を他の日に振り替えることができる。なお、
定期テストの1週間前及び学校閉庁日は休養日とする。
- ② 各部活動に係る大会等のうち校長が特に認めた年間2回までの大会等(以下「2大会等」と
いう。)に参加する場合は、その開催日の前1か月の間における2週間に限り、校長の承認に
より①の例外を認めることができる。校長は、本承認に当たり生徒及び部活動顧問の負担等に
十分配慮する。(以下略)

(3) 活動時間の設定

活動時間は以下のとおり設定する。

- ① 平日の活動時間は1日2時間以内とする。また、下校時間を厳守し、生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。学校の休業日は終日に渡る活動を避け、活動時間は3時間程度以内とする。
- ② 2大会等の前1か月の間における2週間に限り、校長の承認により①の例外を認めることができる。この場合においても、活動時間は週16時間を超えないよう配慮する。

(4) 早朝練習の禁止

早朝練習は行わない。

(5) 参加する大会等の精選（略）

(6) 体罰・いじめの禁止、安全管理の徹底等

部活動顧問は、上記「1. 部活動の位置付け」に示すような部活動の位置付けを踏まえ、大会等における勝利のみを至上の目的とするような行き過ぎた指導を避け、生徒間のトラブルを防止し、生徒の健康管理と安全管理を徹底する。特に、以下のことに留意する。

- ① 部活動顧問は、指導と称して殴る・蹴るなどの暴力を行わないのはもちろんのこと、威圧的な言葉による指導も体罰に当たるため許されないと認識を持ち、これらの行為を絶対に行わない。
- ② 部活動顧問は、生徒の人間関係に日常的に十分注意するとともに、生徒の状況を必要に応じて学校全体で共有し、いじめの未然防止を徹底する。いじめが起きた場合には、各学校のいじめ防止基本方針に基づき早期に対応する。
- ③ 部活動顧問は、生徒の事故防止のための必要な措置について生徒と保護者への啓発を行う。また、特に運動部活動については、部活動実施前の準備運動と実施後の整理運動をしっかりと行わせる。器具や用具を使う場合は、使用前の安全確認と使用方法を生徒に十分に指導する。
- ④ 部活動を行う場合には、部活動顧問が学校の敷地内にいることとし、特に早朝練習を行う場合には部活動顧問が必ずこれに立ち会う。部活動顧問がこれらを行えない場合には、代理の者にこれを行わせることができる。
- ⑤ 部活動顧問は、部活動の活動時の天候に十分留意する。高温多湿下においては水分補給や休憩をしっかりと行い、熱中症に十分配慮する。また、暴風や雷等の場合には部活動の中止の判断を的確に行う。
- ⑥ 部活動顧問は、生徒に対して自らの健康管理に関する指導を適切に行う。また、生徒の健康状態には常に留意し、体調が優れない生徒に対しては無理をさせず早期に対応する。生徒の健康状態については必要に応じて保護者とも情報共有をする。
- ⑦ 各学校はAED（自動体外式除細動器）を適切に管理し、その設置場所及び操作方法を全教職員が把握するよう徹底する。緊急時には消防機関等と適切に連携して対応する。

II 戸田中学校の部活動について

1 意義・目的

中学校の部活動は、生徒の心身の健全な育成と豊かな人間形成を図る上で、極めて大きな意

義を持つ教育活動である。

- (1) 異年齢集団による人間関係の形成、仲間意識の向上・信頼関係の構築
- (2) 心身のリフレッシュ
- (3) 自主性、自発性の育成

*各部活動で、それぞれの目的はありますが、学校教育の一環であることを念頭におき、顧問が相互に協力し合うことで、生徒の心身の成長につなげていきたいと考えています。他の部活のことととらえず、生徒の活動として、認めたり、指導したりできる部活動にしていきましょう。

2 決まり

- (1) 希望加入制です。全18種類、22団体あります。(別紙1)
- (2) 放課後はジャージ等、部活動の服装で下校することができる。
放課後急に部活動が行われなくなった場合は、制服に着替えて下校する。
- (3) 原則として、定期テスト前部活動中止は1週間とする。
- (4) 校舎内において、廊下を走ったり、階段を昇降させたりする練習は行わない。
- (5) 下校時刻は以下の表の時間とする。

	最終下校時刻
4月～	18:00
5月～新人戦まで	18:30
新人戦後～	17:30
3月	18:00

*新人戦を勝ち上がった場合は、18:00を最終下校とする。

*最終下校時刻については、顧問が必ず校門まで見届ける。

- (6) 下校時刻を過ぎてしまった場合のペナルティー

1回目：イエローカード(2週間)

2回目：レッドカード(3日間部活動停止→奉仕活動等)

奉仕活動 平常授業の日：3日間奉仕活動だけを行い、練習はできない
特別時間の日：2時間の奉仕作業後に練習をしても良い
体育館部活は、体育館を使える時間は練習をし、それ以外に2時間の奉仕作業を行う。

- (7) 弁当・水筒について

弁当は割り振られた場所で食べる。ゴミは学校のゴミ箱には捨てずに持ち帰る。体育館のフロアでの飲食は禁止とする。

★菓子類(塩分タブレットを含む)や栄養補助食品(カロリーメイト等)は禁止。ただし、栄養補助飲料(ウイダー等)は可。ごみは必ず持ち帰ること。

水筒の中身は水・～茶・スポーツドリンクとする。

ペットボトルは禁止。(ただし、休日に移し替える場合は可)

登下校中に寄り道をしてお弁当を買うことは禁止とする。

(8) 服装・バックについて

部で指定されたTシャツやリュックは着用可。

平日の再登校時は、部で指定されたリュック等であれば可能。

(9) 自転車使用について ※令和5年度、ヘルメットの着用は努力義務です

土日、祝日に練習試合を行う場合は自転車を使用してもよい。平日の放課後に自転車を使用する場合、朝の登校時は自転車に乗らずに押してくる。傘差し運転は法律により禁止されている。合羽等の雨具を使用させる。二市大会等の場合は正門前の混雑を避けるため、正門前の横断歩道を渡ったら右折することとする。

(10) 土日祝日の活動について

体育館の通路、職員昇降口は常に施錠する。生徒を入れるときのみ、顧問が解錠し、生徒を入れる。

3 新1年生の本入部・最終下校時刻について(別紙2)

4/12(水) 新入生歓迎会(部活動紹介) オンライン配信

4/12(水)～4/21(金) 仮入部期間

- ・新入生は17:00完全下校とする。校門付近は混雑するので、安全に配慮する。
- ・いろいろな部活動を体験する。土日・祝日の参加は不可とする。
- ・会議等で教員がつけないときは、仮入部は行わない。

4/24(月) までに入部届・継続届・不加入届の提出

- ・部活動に加入しない場合は、年度初めに「部活動不加入届」を学級担任へ提出する。

4/25(火) 部活動結成 各部活動で自己紹介等結成式を行う。

4/29～5/7(GW期間)

- ・GWについては原則として、1年生の活動は禁止とする。
- ・ただし、やむを得ず1年生を参加させる場合は管理職・保護者の承諾を得る。

4/28(金)～5月7日(日) 部活動保護者会

※金銭の動きがある部活は紙面のみはNG.

5/8(月) までは健康を考慮し、1年生の最終下校時刻は**原則**17:30とする。

- ・**9日(火)**以降は2・3年生と同じ18:30となる。

4 転退部について

転部、退部は生徒にとって、その生徒の学校生活に与える影響はとて大きいものである。各顧問が各担任に連絡をとり、その生徒に最適な方法を一緒に考えることが大切である。

(1) 退部・転部の主な流れ

- ①生徒が各顧問に退部の意志を伝える。
- ②各顧問は生徒の状況を担任に伝える。担任、顧問は生徒の状況を踏まえ、生徒と面談したり、

その生徒の保護者と連絡をとるなどして、なるべく継続できるように指導する。

- ③②の結果、退部し、他の部へ移ることが最適であると顧問、担任、学年主任が判断した場合、顧問は退部届けを生徒に渡す。同時に担任は転部先を生徒と相談する。
- ④生徒は退部届けを担任に提出する。担任は捺印し、生徒に返却する。
- ⑤生徒は担任印がなされている退部届けを顧問に提出する。【退部完了】
- ⑥担任は生徒の仮入部を生徒とともに、各顧問に口頭で申し出る。
- ⑦一定の期間の仮入部の後、顧問は入部届けを生徒に渡す。
- ⑧生徒は入部届けを担任に提出する。担任は捺印し、生徒に返却する。
- ⑨生徒は担任印がなされている入部届けを顧問に提出する。【転部完了】

部活動の会則について [生徒会会則から抜粋] (生徒手帳参照)

[第7条] 会員は入部退部の際は、担任の先生と顧問の先生のご了解を必要とします。

5 現在の部活動の課題

(1) 下校時のマナー (道に広がらない、寄り道をしない) 下校指導のご協力をお願いします。

- ・友達を待つなどせずに速やかに下校する。
- ・大型トラックの通行量が多いのでガードレールからはみ出さないように注意する。
- ・門の外で信号を待つ際は段差の下で待つ。(通行人の邪魔にならないように)
- ・横断歩道を横断する。(横断歩道でない場所を渡る生徒がいる)
- ・信号が点滅したら横断しない。(横断歩道を渡った先は道が狭いので信号が変わっても生徒が渡りきれないことが多い)
- ・横断した先の敷地は私有地なので立ち入らない。

(2) 顧問への欠席連絡 報告連絡相談の徹底

(3) あいさつ、返事、声の大きさ

(4) 活動時と学校生活時の服装の徹底 (帰りの会で部活動の服装にならない)

(5) 外部の団体に所属している生徒への対応 (不加入理由の提出 下校指導)

6 春休み中の部活について

新年度に赴任した先生は始業式で校長先生が発表するまでは顧問は部活につかない。旧顧問が全て異動した部活は、平日は、顧問が事前に他部活の先生に依頼しておけば活動可能。土日は不可。